

令和7年6月6日

バルサアカデミー葛飾校に関する調査について

調査報告書

別添「バルサアカデミー葛飾校に関する調査報告書」のとおり

バルサアカデミー葛飾校に関する調査報告書

令和7年6月

総務部総務課

目 次

第 1	本件調査の進捗状況、調査事項について	1
第 2	バルサアカデミー葛飾校実施に至る経緯について (調査事項 (1))	1
第 3	キッズ未来の運営について (調査事項 (2))	2
第 4	キッズ未来からアメージング社への事業譲渡と両 者間の関係について (調査事項 (3))	4
第 5	第二管理棟 (トレーラーハウス) の賃貸借契約等 について (調査事項 (4))	8

第1 本件調査の進捗状況、調査事項について

1 本件調査の進捗状況

令和7年3月27日に区議会で「バルサアカデミー葛飾校運営法人へのグラウンド優先利用に反対する決議」が出されたことを受け、区長は総務部長に指示し、総務課ではこれまで議会で行われた議論を踏まえ、論点を整理した。以下は、教育委員会生涯スポーツ課（以下「生涯スポーツ課」という。）及び政策経営部政策企画課（以下「政策企画課」という。）からの資料に基づいて調査を行ったものである。

2 調査事項

- (1) バルサアカデミー葛飾校実施に至る経緯について
- (2) 一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「キッズ未来」という。）の運営について
- (3) キッズ未来から株式会社Amazing Sports Lab Japan（以下「アメージング社」という。）への事業譲渡と両者間の関係について
- (4) 第二管理棟（トレーラーハウス）の賃貸借契約等について

第2 バルサアカデミー葛飾校実施に至る経緯について（調査事項（1））

1 生涯スポーツ課から議会に報告されたバルサアカデミー葛飾校実施の経緯は次のとおりである。

- (1) 平成23年6月17日付けでFCバルセロナオフィシャルスクールの誘致活動を行っていた「プロサッカークラブオフィシャルスクールの葛飾区開校を進める会（キッズ未来の前身）」から葛飾区長あてに支援についての依頼文が提出された。

区は、依頼文提出を受け、会場及び付帯設備を確保することとし、併せて、FCバルセロナオフィシャルスクール関係者に対して、平成23年7月29日付けで「FCバルセロナオフィシャルスクールあて東金町運動場の使用承認について」の文書を提出した。

- (2) 平成24年6月20日付けでFCバルセロナ市場調査部長からスクール開校に前向きな姿勢を示す通知があった。
- (3) 平成25年1月31日付けで区は、キッズ未来とFCBエスコラキャンプ実施について覚書を締結した。

平成25年から平成26年までの間に8回（延べ33日間）のキャンプ（短期教室）が実施された。

- (4) 平成27年1月30日付けで、区は、キッズ未来と「FCB Escola KATSUSHIKA

実施に関する協定書」(以下「本件協定書」という。)を締結した。

2 課題

以上の説明は、文教委員会及び全員協議会で行われてきたが、この点について議会から様々な指摘を受けている。総務課としては、政策企画課の当時の関係者を中心にヒアリングをする予定でいる。

第3 キッズ未来の運営について(調査事項(2))

1 キッズ未来の純資産額と解散事由該当性

決算報告書によれば、キッズ未来の純資産額の推移は以下のとおりである。

第1期(平成24年6月決算)	▲637万6,508円
第2期(平成25年6月決算)	303万9,580円
第3期(平成26年6月決算)	▲1,717万7,434円
第4期(平成27年6月決算)	▲2,704万1,233円
第5期(平成28年6月決算)	▲3,955万2,044円
第6期(平成29年6月決算)	▲4,373万9,781円
第7期(平成30年6月決算)	▲5,326万3,667円
第8期(令和元年6月決算)	▲5,526万5,037円
第9期(令和2年6月決算)	▲6,142万8,600円
第10期(令和3年6月決算)	▲6,336万1,153円
第11期(令和4年6月決算)	▲6,757万1,916円
第12期(令和5年6月決算)	▲3,497万7,807円
第13期(令和6年6月決算)	▲3,764万1,729円

平成25年6月決算においては純資産額が300万円を超えていたが、以後純資産額は300万円未満である。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項は2期連続純資産額が300万円未満となった「当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する」と規定しているから、平成27年7月以降の定時評議会終結の時に解散時期となる。

一般財団法人は、2期連続で貸借対照表上の純資産額が300万円未満となった場合には解散となる(同法第202条第2項)。

法律上の解散とは、解散事由に該当する場合は清算が開始される(同法第206条第1号)。清算をする一般財団法人(清算法人)は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで存続する(同法第207条)。「清算の目的の範囲内」とは、事業上の新たな取引を行うことは原則としてできないが、事業譲渡については可能であるとされている。

2 協定書の締結日と解散時期

- (1) 本件協定書は、平成 27 年 1 月 30 日付けでなされているが、キッズ未来の解散時期は同年の 7 月以降であるから、本件協定書締結当時は、同法人の解散についての問題は生じていない。
- (2) 本件協定書の効力の終期は平成 29 年 3 月 31 日とされているが、「有効期間の満了の日の 3 箇月前までに、当事者のいずれからも本協定の更新を拒絶する申出がない場合は、有効期間を 1 年間として更新するものとし、その後も同様とする。」という内容のいわゆる自動更新特約が付されていた（本件協定書第 5 条第 1 項）。

平成 27 年 7 月以降にはキッズ未来には解散事由が生じていたのであるから、所管課が定期的に決算報告書入手していれば、平成 27 年度中にはキッズ未来に解散事由が生じたことに気が付くことができたはずである。そうすると、このことに気が付かず、協定書の有効期間である平成 29 年 3 月 31 日以降に、本件協定書を更新させてしまったことは、現時点から見ると問題があると言わざるを得ない。

- (3) もっとも、本件協定書には、区がキッズ未来に対して資料請求できる規定が存在せず、法的に区が資料請求する根拠が存在しなかった。

他団体に目を転じて、優先利用を認める団体全てに協定書が締結されているものではないようであり、また、協定書にどのような資料請求ができるかを定めるルールも存在しない。

本件のような事態を避けるためには、優先利用を認める団体全てに対して協定書を締結することが必要か、締結する場合はどのような条項を盛り込むべきかについて一定のルールの確立が望まれる。

このようなルールを確立するためには、他自治体の動向も踏まえて検討する必要があるが、これまでこの点についての検討は生涯スポーツ課においては行われてこなかったようである。よって、所管課において今後検討の上、議会の理解も経てルールを確立することが必要と考えられる。

3 接待交際費について

キッズ未来の接待交際費は決算報告書によれば以下のとおりである。

接待交際費（1 万円未満を四捨五入した金額）

第 1 期（平成 24 年 6 月決算）	146 万円
第 2 期（平成 25 年 6 月決算）	28 万円
第 3 期（平成 26 年 6 月決算）	56 万円
第 4 期（平成 27 年 6 月決算）	9 万円
第 5 期（平成 28 年 6 月決算）	73 万円
第 6 期（平成 29 年 6 月決算）	269 万円
第 7 期（平成 30 年 6 月決算）	264 万円

第8期（令和元年6月決算）	346万円
第9期（令和2年6月決算）	153万円
第10期（令和3年6月決算）	439万円
第11期（令和4年6月決算）	1,059万円
第12期（令和5年6月決算）	549万円
第13期（令和6年6月決算）	103万円

第11期が突出して接待交際費が多く、不透明な運営をしていたのではな
いかと議会から指摘を受けている。今後キッズ未来の理事長などにヒアリン
グをする予定である。

第4 キッズ未来からアメージング社への事業譲渡と両者間の関係について （調査事項（3））

- 1 バルサアカデミー葛飾校に関する事業を譲渡する契約書（以下「本件契約
書」という。）は、生涯スポーツ課によれば、アメージング社から同課が入
手したものであり、他に公開しないことを前提としていたとのことである。

これまで本件契約書が開示されなかったのは、アメージング社から開示
に同意が得られなかったという理由による。

その是非については未検討であるが、総務課としては次のとおり考えた。

本件協定書には、キッズ未来がバルサアカデミー葛飾校を実施すること
が明記されている。よって、キッズ未来がバルサアカデミー葛飾校事業を譲
渡したか否かは、本件協定書に違反する行為を行ったか否かに関わる重大
な事柄であり、区はこれを確認する必要があった。

また、令和6年9月18日の文教委員会の庶務報告において、本件協定書
の内容に変更が生じたことから、キッズ未来だけでなく、アメージング社を
も相手方として協定書を締結する方向性が生涯スポーツ課から打ち出され
ており、キッズ未来とアメージング社の関係が問題となった。

そこで、事業譲渡の有無及びキッズ未来とアメージング社の関係性を確
認することができる条項は、本件協定書を検討する上で必要であり、議会に
明らかにすることは問題ないと考えられる。

- 2 前項の観点から、本件契約書の以下の内容を明らかにする。

（1）本件契約書締結の日：令和5年3月15日付け

当事者

甲：一般財団法人キッズチャレンジ未来（キッズ未来）

乙：株式会社Amazing Sports Lab Japan（アメー
ジング社）

譲渡の対象：キッズ未来の事業のうち、バルサアカデミー葛飾校に関する事

業（本件事業）

譲渡日：令和5年4月1日

（2）譲渡金額についての規定である本件契約書第2条については、重要であるので原文のまま条項全文を示す。

「1. 甲と乙は、本件事業に含まれる資産の内容は別紙資産目録記載の通りであることを確認する。

2. 本件事業の譲渡価額は金 53,900,000 円（消費税込）とする。乙は、2023 年 4 月以降、以下のスケジュールで支払いを行う。ただし、2023 年 3 月末現在において、乙の甲に対する売掛金 23,755,103 円を差し引いた額である 30,144,897 円（消費税込）を支払うこととする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

2023 年 3 月末日＝11,880,870 円

2025 年 4 月－2026 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2026 年 4 月－2027 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2027 年 4 月－2028 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2028 年 4 月－2029 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2029 年 4 月－2030 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2030 年 4 月－2031 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2031 年 4 月－2032 年 3 月：200,000 円×12 回＝2,400,000 円

2032 年 4 月－2033 年 10 月：200,000 円×7 回＝1,400,000 円

2033 年 11 月＝64,027 円

3. 甲は乙に対し、譲渡日までにおいて、本件事業に関わる営業上の秘密、ノウハウ、顧客情報、営業手法、取引先、クレジットカード利用履歴、預金通帳など乙が必要又は有益と認めるすべての情報を譲渡する。」

別紙資産目録は、以下、原文のまま全文を示す。

「(別紙)

一般財団法人キッズチャレンジ未来から株式会社Amaz ing Sp
orts Lab Japanへ引き継いだもの

【グラウンド関連】

・4号球ボール：80 球

・5号球ボール：36 球

・フラットマーカー：80 枚×2 色（黄色、赤）、40 枚（白色）

・山マーカー：20 枚×2 色（青、黄色）

・アカデミービブス：ピンク 11 枚、白 17 枚、緑 9 枚、黄 20 枚、緑（小）
24 枚、ピンク（小）24 枚

・JY ビブス：緑 10 枚、ピンク 15 枚、白 9 枚

- ・赤コーン：9 本
- ・テント：4m*4m
- ・クーラーボックス：1 個
- ・ジャグ：1 つ
- ・トレーナーバッグ：2 つ
- ・スピーカー
- ・バナー：8 枚
- ・空気入れ：1 つ
- ・スタッフウェア
⇒夏セット 12 セット、冬セット 13 セット、ダウンコート 6 着
- ・レンタルキット
130/2 セット、140/3 セット、150/4 セット、160/4 セット、紳士 S/3 セット、紳士 M/2 セット
- ・ユニフォーム①（青シャツ、赤シャツ、赤パンツ、ソックス）
140/12 セット、150/12 セット、160/18 セット、紳士 S/3 セット、
- ・ユニフォーム②（G K 緑シャツ、緑パンツ、緑ソックス、黄シャツ、黄パンツ、黄ソックス）
140/1 セット、150/1 セット、160/2 セット、紳士 S/1 セット
- ・ユニフォーム③ J Y
紳士 S/22 セット、紳士 M/22 セット、紳士 L/22 セット

【その他】

- ・ラミネート機
- ・ダイニングテーブル：1 つ
- ・長テーブル：2 つ
- ・椅子：6 脚
- ・冷蔵庫
- ・洗濯機
- ・電子レンジ
- ・ホワイトボード
- ・作戦版
- ・プロジェクター

以上。

2023 年 3 月 棚卸時の数量となります。」

・事業の譲渡価額は消費税込みで5,390 万円である。これまで議会では4,900 万円とされてきたが、4,900 万円は決算報告書には「事業譲渡益」と記載されており、事業譲渡金額そのものではないことは決算報告書からも窺われる

ものであった。

・本件契約書では、事業譲渡金額 5,390 万円のうち 1,826 万 4,027 円は、令和 7 年 4 月から令和 15 年 11 月まで分割で支払う約定であったとの条項が存在する（令和 7 年 4 月～令和 15 年 10 月までは毎月 20 万円、同年 11 月には残金の支払い）（本件契約書第 2 条）。アメージング社は、令和 7 年 3 月 31 日付けでキッズ未来との契約を解除したとのことであるから、1,826 万 4,027 円は支払われないこととなる。

(3) アメージング社は東金町運動公園、水元総合スポーツセンターグラウンドの年間契約の確保をキッズ未来に委託していた。事業譲渡後のキッズ未来とアメージング社との関係を明らかにするために、この条項は重要と考えられるので、この条項については以下、原文のまま全文を示す（本件契約書第 7 条）。

「以下の①②③は、バルサアカデミー葛飾が運営するための最低条件である。そのため、仮に本件譲渡後に以下①②③のいずれかが行われない場合、その事実が発覚した時点から、乙の甲に対する支払いは免除されるものとする。一方、以下①②③の業務委託費用として、アメージング社はキッズ未来に対して月額 55,000 円（税込）を支払う。

①乙が現在利用する、東金町運動公園、水元総合スポーツセンターグラウンドの年間契約の確保

②上記グラウンドを確保できない可能性がある場合は、代替グラウンドの確保を確保するための最大限の努力

③バルサアカデミー葛飾校の運営を円滑に進ませるための葛飾区との連携」

・アメージング社がキッズ未来との契約を解除したことにより、同条項に基づく委託料は、令和 7 年 4 月以降は支払われていないことになる。

3 本件契約書第 7 条について

同条は、バルサアカデミー葛飾校の事業譲渡後、東金町運動公園等の使用許可をキッズ未来が受けるが、バルサアカデミー葛飾校の事業を運営するアメージング社が実際には使用することとなるから、施設の使用の承認を受けた者が施設等の使用の権利を譲渡して、又は転貸してはならないとの規定（区体育施設条例第 10 条）に抵触する可能性があるが、この点については当事者の認識などを更に調査する必要があるので、現時点ではその可能性の指摘のみにとどめる。

4 契約書第 7 条の条項全文が開示されなかったことから、優先利用の権利が譲渡されたか否かという点が文教委員会で議論になってきた。

同条からは、アメージング社が、「バルサアカデミー葛飾が運営するため

の最低条件である」と認識しており、グラウンドの優先利用は事業譲渡の前提であったことがわかる。生涯スポーツ課が事業譲渡時に、この条項を認識・認容していたといえる資料は現時点では見当たらないが、事業譲渡時に区とどのようなやり取りがあったかは、関係者のヒアリングが必要となる。

第5 第二管理棟(トレーラーハウス)の賃貸借契約等について(調査事項(4))

この点については、令和7年3月31日付けで住民監査請求がなされており、監査委員において審査中である。住民監査請求の趣旨及び請求する措置は以下のとおりである。

1 住民監査請求の趣旨

葛飾区を賃貸人、キッズ未来を賃借人とする「東金町運動場第二管理棟の賃貸借契約」(以下「本件契約」という。))については、令和6年4月1日に締結され、年間契約額は、30,000円(月額2,500円×12か月)とされている。

一方、区が作成した「東金町運動場第二管理棟 賃貸料の金額の計算根拠について」(令和6年4月1日付け「6葛教ス第7号 教育次長決裁」の添付資料)における「【参考】転貸借契約時の転貸料算出」に記載された賃貸料は、年額992,400円(月額82,700円×12か月)とされている。この金額が、「行政財産の使用許可に伴う土地・建物使用料の計算方法について」(昭和63年3月31日付け 62 葛総経発第62号)に基づき算出される適正な賃貸料である。

このとおり、本件契約額は、適正な賃貸料に対して著しく低額であることから、本件契約の締結及びその履行行為は、違法又は不当にあたる。

2 請求する措置

葛飾区長及び本件契約の締結やその履行行為に関与・決定した職員に対して、適正な賃貸料である992,400円と本件契約額30,000円の差額に相当する962,400円の損害賠償を請求する。また、その他必要な措置を講じることを求める。

監査委員は、区長以外の執行機関として、区長の所轄の下に置かれてはいるが(地方自治法138条の3第1項)、独立してその所掌事務を管理執行するものである。住民監査請求は監査委員の職権に属するものであるから、区長としては監査委員が所掌する事務に対しては独立性を尊重する必要がある。

上記監査請求の監査の対象は、本項目の調査事項(第二管理棟の賃貸借)とほぼ同一であるから、区長は監査委員の監査結果の公表を待ち、その監査結果を尊重することが必要である。

住民監査請求は、当該請求に監査委員が理由がないと認めるときは、理由

を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表することとなっている。当該請求に理由があると認めるときは、当該地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないこととなっている。監査及び勧告は監査委員の合議によるものとされ、住民監査請求があつた日から 60 日以内に行わなければならないとされている（地方自治法第 242 条第 5、6、11 項）。

このように請求が認められるか否かにかかわらず、監査結果は公表されることとなっているので、この公表を待ってから調査を進める予定である。